

旅券法の一部を改正する法律案要綱

第一 旅券の発給申請手続等の電子化に係る関連規定の整備

一 旅券の発給申請手続等の電子化を進めるため、必要な事項等を定める規定を整備する。(第三条第一項、第四条第一項、第九条第二項、第十五条、第十七条第一項及び第五項並びに第十九条の三第二項関係)

二 一般旅券の記載事項に変更を生じた場合の一般旅券の発給の申請及び申請者が現に所持する一般旅券の有効期間内における一般旅券の発給の申請において、都道府県知事又は領事官が当該申請を受理するに当たり当該現に所持する旅券を確認するものとし、また、当該申請をする者は当該現に所持する一般旅券を新たな一般旅券の交付の際返納し、返納された旅券は新たな旅券の交付があつたときにその効力を失うものとする。(第三条第五項、第八条第二項及び第三項、第十条第一項、第十一条並びに第十八条第一項第六号関係)

第二 旅券の発給の申請及び請求に係る提出書類に関する規定の改正

一般旅券の発給の申請及び公用旅券の発給の請求に当たり、戸籍謄本の提出を必須とする。(第三条第

一 項第二号及び第四条第一項第三号関係)

第三 領事官による本人であることの確認に関する規定の整備

領事官は、一般旅券の発給の申請又は紛失若しくは焼失の届出を受理するに当たり、申請者が本人であることを確認するものとし、その確認のため、必要な書類の提示又は提出を申請者又は届出者に求めることができることとする。(第三条第四項及び第十七条第四項関係)

第四 旅券の渡航先のみの変更に関する規定の整備

旅券の記載事項変更のうち、渡航先のみの変更については、その渡航先を訂正することにより、旅券の発行に代えることができることとする。(第十条第三項関係)

第五 査証欄の増補の廃止及び一般旅券の査証欄に余白がなくなった場合の一般旅券の発給に関する規定の整備

一 旅券の査証欄の増補を廃止する。(第十二条、第十九条第一項第三号及び第二十条第一項第五号関係)

二 申請者が現に所持する一般旅券の査証欄に余白がなくなった場合、有効期間及び種類が当該一般旅券

の有効期間及び種類と同一である新たな一般旅券を発行することができることとする。（第五条第四項

関係）

第六 旅券の失効に係る例外規定の整備

国外において発行された一般旅券については、外務大臣又は領事官がやむを得ない事情があると認めるとき、当該一般旅券の発給を申請した者が当該一般旅券の発行の日から六月以内に当該一般旅券を受領しない場合においてもその効力を失わないこととすることができることとする。（第十八条第一項第二号関係）

第七 未交付失効旅券の発行費用の徴収のための規定の整備

一般旅券の発給の申請をした者が一般旅券の発行の日から六月以内に当該一般旅券を受領せず、当該一般旅券がその効力を失った場合であつて、かつ、当該一般旅券の発給に係る申請をした者が、当該効力を失った日から五年以内に最初に一般旅券の発給の申請をする場合には、一般旅券の発給の申請に係る手数料の額に四千円を加えた額の手数料を国に納付しなければならないものとする。（第二十条第二項関係）

第八 大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度の創設

永住を目的とする外国への渡航その他特別の事由がある場合に代え、大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると外務大臣が認める場合において手数料を減額し、又は免除することができることとする。（第二十条第六項関係）

第九 国外における手数料に係る規定の整備

国外において一般旅券の発給、渡航先の追加及び渡航書の発給の申請をする者に係る手数料に関する規定を整備する。（第二十条の二関係）

第十 附則

- 一 この法律の施行期日について必要な規定を設ける。（附則第一条関係）
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定める。（附則第二条から第八条まで関係）
- 三 関係法律について所要の改正を行う。（附則第九条から第十一条まで関係）